

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

＜第29号＞

令和7年第7回沖縄県議会（11月定例会）閉会中

令和8年1月22日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第29号＞

開会の日時

年月日 令和8年1月22日 木曜日
開 会 午後3時0分
散 会 午後4時49分

場 所

第2委員会室

議 題

1 証人尋問について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	下 地 康 教
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	大 田 守
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真

委 員 比 嘉 瑞 己

欠 席 委 員

委 員 当 山 勝 利

証人尋問のため出席した者の職・氏名

(証人)

謝 花 喜一郎

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、平成28年度から令和3年度まで、知事公室長及び副知事を務めた謝花喜一郎氏に出席をお願いしております。

謝花証人からは、質問確認のための筆記用具の使用について申し出がありましたので、委員長としてこれを許可したことを御報告いたします。

これより、謝花喜一郎氏への証人尋問を行います。

謝花証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関すると

き、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。

これらに該当するときは、その旨の申し出をお願いします。

基本的にそれ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立を願います。

(全員起立)

○西銘啓史郎委員長 謝花喜一郎証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○謝花喜一郎証人 宣誓書。良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓います。令和8年1月22日、謝花喜一郎。

○西銘啓史郎委員長 どうぞ御着席ください。証人は、宣誓書に署名・捺印願います。

(証人、宣誓書に署名捺印)

○西銘啓史郎委員長 この際、証人に申し上げます。

証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

証人は、基本的に、自己の経験によって知り得た事実について、記憶を元に証言するものであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱し又は困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から尋問の方法等について説明を行った。また、新垣淑豊委員から仲里全孝委員に2分、宮里洋史委員に1分譲渡することが確認された。また、上原快佐委員と玉城健一郎委員の質疑順序の入替えがあった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより謝花証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは謝花喜一郎さんですか。

○謝花喜一郎証人 はい、そのとおりです。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○謝花喜一郎証人 職業は今、現在――。生年月日は――――――――です。

○西銘啓史郎委員長 それでは、尋問順序に従って、各委員からの尋問を行います。

徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 謝花さん、本日はよろしく申し上げます。

○謝花喜一郎証人 よろしく申し上げます。

○徳田将仁委員 謝花さんが公室長に就任した平成28年4月、ワシントン事務所では、既にこの山里さんが株式会社の役員という身分でL1ビザを取得して駐在を開始していましたか。

○謝花喜一郎証人 28年のときですね、多分。ただ、ビザがどうだったかというのは定かではありませんが、山里さんがいただろうと思います。

ただ、私は山里さんと直接、その時に会ったかどうかというのはあんまり記憶に残っていません。ただ、やはり私の記憶では、山里さんがあのときに平安山さんと一緒にいたのかなというふうに思っております。

○徳田将仁委員 前任の町田公室長からファイル1冊分の引継ぎを受けたと、前回の参考人のときに述べられているんですけど、その中に平安山さんから、知事、副知事、公室長、町田さん宛てに送られた——ビザ取得のために株式会社をつくって、現在の資金の流れを変えてほしいという報告レポートは含まれていましたか。

○謝花喜一郎証人 私の記憶では、そういったことは一切なかったと思います。

○徳田将仁委員 このファイル1冊分の引継ぎしたときに、その内容がもし含まれてなかったとするならば、町田前公室長が新たに重大な法的リスクを隠蔽したということになるのかなと思っています。もし含まれていたのであれば、あなたは就任直後に、この運営は脱法的だと気づいていたはずだと思うんですけど、そこら辺はどう思いますか。

○謝花喜一郎証人 まずなかったという先ほどのことですが、ただファイル1冊分といっても、基地対策の事務引継だけで相当の冊数があって、多分ワシントン駐在のものは数ページだったと思います。ですから、そんな詳細なものについては書いていなかったと思いますし、先ほども証言させていただきましたように、何か株式会社とかそういったものは、私は一切見た記憶はありません。

○徳田将仁委員 そこでなんですけど、このL1ビザというのは数年ごとに更新が必要であると思います。そのたびに、株式会社の役員であるという証明書

に、知事公室長または副知事である謝花さんの組織の下で判断をされています。就任から退任までの数年間、一度もこのビザの仕組みはおかしいと気づかなかったという答弁は、謝花さんのこの経歴からしてあまりにも不自然だなと思うんですけど、そこら辺はいかがですか。

○謝花喜一郎証人 その前提として、株式会社ということが委員の立場としてあると思うんですが、前回参考人として出たときにもお話をさせていただきましたが、株式会社という知ったのは新聞報道で初めて知りましたので、そういった委員の御説明のような認識はありませんでした。

○徳田将仁委員 前回の参考人招致のときに、平安山さんからビザについて報告を受けた際、謝花さんは安心したと述べられました。なぜそう思ったんですか。

○謝花喜一郎証人 ビザの取得に難渋していたということの記憶が結構残っていきまして、そういった中でビザを取得できたということで安心したと。そういう趣旨でございます。

○徳田将仁委員 なぜビザの件が解決できたのか、その時点で認識したんですよね。

○謝花喜一郎証人 どういったビザについてかというのは、当時、平安山さんもなかなか詳しい話はしなかったんですけども、いずれにしても、平安山さんがいろんなつてといひましようか、そういったもので取得できたという形の報告だけ、結果だけを聞かされて、それはいわゆるワシントン駐在としての業務が進むんだということで、安心したというような趣旨で発言したと思っています。

○徳田将仁委員 その認識という中でですね、事務所の実態——駐在員の給与がワシントン事務所から支払われているということ、このアメリカへの申告をそういうふうな形でしているということを認識したというふうに捉えているんですけど、その認識は、じゃなかったということですか。

○謝花喜一郎証人 詳細のことまで私は考えたことはありません。給与のこととかですね。

○徳田将仁委員 謝花さんが公室長から副知事へ就任する際ですね、あるいは池田氏が後任となったときに、株式会社名義の契約とか、先ほど話したL1ビザ取得のスキームも、この核心的な情報が組織内でいまだにはっきりしない状態で放置されていたのはなぜですか。

○謝花喜一郎証人 質問の趣旨がちょっと十分把握できていないのかもしれませんが、L1とか、B1とかいろいろなビザの中でですね、平安山さんの経歴がいわゆる管理者ではなかったとか、いろんなものが背景にあつてですね、なかなかそういった本来取りたいものが取れなかったというようなイメージに、私は受け取っていました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から質問の趣旨が不十分であれば休憩を求めて確認するようにとの発言があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 今もおっしゃっていたんですけど、株式会社とは知らなかった、前回は寝耳に水という発言もあります。行政においてですね、支出先がどのような法的性質の団体かを確認せずに公金を振り込むことはまずありえないと思うんですね。相手がNPOなのか、株式会社なのかによって、税務処理も契約の根拠法も全く異なると思います。中身を知らずに判を押したというのであれば、今の発言もですね、それは数千万の公金を使途不明の法人に流し続けたということになって、公的支出のルールを逸脱した重大な違反行為となりますが、そういう自覚はありますか。

○謝花喜一郎証人 そういった委員御指摘の自覚はありません。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 よろしくお願ひします。

参考人としていらっしゃって、今日また証人尋問ということで、本当に御苦

労さまです。

ワシントン駐在事業は、果たす役割、その目的というのは、アメリカへ直接この沖縄の米軍基地に関する情報の発信やら、あるいは情報収集、そういう活動ができることと、もう一つは、翁長知事の選挙公約であり、強い意向で事務所が設置をされてきたということが分かりました。そして設立に当たってですね、当時企画でしたかね、謝花さんにとってこの事務所が設置されたということはどういう思いでいたのか、まずそれをお聞かせいただけませんか。

○謝花喜一郎証人 すみません。企画部長として、あのときの部署も多忙を極めておりましたので、ワシントン駐在ができたということについて、特に感想と言われましても、できたんだなという認識程度だったというふうに思っています。

○仲宗根悟委員 ワシントンコア社と委託契約を交わすことになりスタートするわけなんですけれども、初代所長の平安山さんは、このコア社に全幅の信頼を寄せていて、そのコア社の指示に従って活動しておっしゃっております。謝花さんは、このコア社をどのように評価をしていらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○謝花喜一郎証人 ワシントンコア社の方とは、まずこの日本国内で会ったことは、私はないと思っています。知事の訪米の際にですね、ワシントンコア社の方とお会いしたかもしれませんが、ワシントンコア社の方との認識、もしかしてワシントンコア社の方か、マーキュリーというまた会社もあったんですけれども、その方なのかどちらかの区別も今のところ定かではないんですが。ただ案内するときには、結構多くの方々と面談するに当たってはですね、そういったワシントンコア社なりの方々が相当御尽力いただいて、不慣れなワシントンでの知事面談の日程等を調整していただいたということについては、感謝の念を持っていたということは記憶としてございます。

○仲宗根悟委員 その事務所の設置についてお聞きしたいんですがね、参考人としていらっしゃったときの発言では、この県の出先機関の扱いでしか捉えていませんでしたということをおっしゃいました。その活動するためには、法人登録が必要だったということになっているんですが、そのことは認識されていなかったということではよろしいのでしょうか。

○謝花喜一郎証人 前回も証言したとおりだと思います。まず出先という言葉を使ったんですかね、前は。そういう形でしか思いませんでしたので、新たな法人格とか、そういった認識というのは全く持っていませんでした。

○仲宗根悟委員 そこでワシントンDCオフィス社を設立しているんですけれども、設立に当たって、庁内の文書的意思決定が行われなかったと。謝花さんとしてね、どうしてこういう事態が起こったというふうにお考えですか。

○謝花喜一郎証人 これは自分の記憶とか、いわゆる体験に基づくものではないかもしれませんが、前回お話をさせていただいたのは、やはりこのワシントンでそういった活動、いわゆる政治的な活動をするに当たってはFARA登録が必要だというようなことを——これも後で議会等で知ったものなんですけれども、しっかり設立当初で認識している方がいなかったんじゃないのかなと。法人格のやり方が、どういう法人格だったのかということをしっかり把握しないまま、そして、その情報を共有しないまま運営が行われた。そういったことが、今に至った原因かなというふうに考えております。

○仲宗根悟委員 この設立の問題、そしてまた10年もの間の運営の問題について疑義が持たれているわけですよ。この公務に対する信頼を損ねる結果を招いてしまったと。このワシントン駐在事業がですね、継続ができなくなりました。このようなことをどのように受け止めておられるか、率直な御感想とでもいいでしょうか、御意見を伺いたいんですが。

○謝花喜一郎証人 結局、ワシントン駐在がなくなったということは報道等で承知しておりますが、正直申し上げまして、それは残念です。

ただ、やはりこれだけのいろいろ議会でも問題が浮上したからにはですね、やはり一度リセットして、再度しっかりした形で、もう一度、本来の適正な法的手続にのっとってですね、新たな駐在を設立して、そしてまた県民の信頼を回復するためにもですね、しっかりした仕事をその駐在を通してやっていただければなというふうに願っております。

○西銘啓史郎委員長 次に、高橋真委員。

○高橋真委員 謝花さん、よろしくお願いいたします。

まず、お尋ねしたいことは、証人は行政のプロ中のプロだというふうに私は

受け止めておりまして、そのあなたが自ら知事公室長、また副知事として指揮した事業において、出資手続の欠落や兼業許可の不備という法令違反を見逃しております。これは知らなかったでは済まされない、専門的な知見を持ったものとしての職務上のこれは義務違反であるということではないでしょうか。自覚をされていますか、お伺いいたします。

○謝花喜一郎証人 いわゆる公室長、そして副知事としての立場にあったものとしてですね、行政マンとしての責任というのはやっぱりあるだろうと思っています。ただ、はい、そういうことです。

○高橋真委員 証人は前回、報告がなかったということを、今回の事案について知らなかったという理由に挙げられておりました。

しかし、この副知事の時代においては、やっぱりこの副知事においては、この事務監督権というのがあるかと思います。重要施策の法的安定性を自ら検証する善管注意義務があると認識しております。この委託料の中から出資金を出すという異常な会計処理や、また職員の営利法人役員兼務に対して、行政のプロである証人が、一度も根拠規定の提示を命じることもなく、以後、長年にわたって放置したことというのは、いわゆるこれは副知事に課せられた監督義務を放棄した著しい職務怠慢ではありませんか。お伺いいたします。

○謝花喜一郎証人 まずこの行政の仕事というのは、現場で仕事をして、それで課題があればいろいろそれを課題を整理して、どういった対応をするかというものを上に持って行って、最終的には部長、公室長、副知事、知事と事案によって持っていくわけですね。

その際に、しっかりと適正に関係法令に基づいて対処、処理するようにというのが、いわゆる管理監督者としての義務だと思っています。

そういった中において、そういった課題自体がそのものが上のほうに上がってこないということであればですね、対応のしようがそもそもなかったんだろうというふうに思っています。

○高橋真委員 報告を待つのが副知事の仕事ではないと思われます。証人の場合は部局の事務を監督して、適正な運営を確保する事務監督権があります。法規や管財のいわゆるプロフェッショナルである副知事である証人がですね、巨額の公金を支出し続ける重要事業に対して、一度も起案文書やこの定款の提示などを命じるという形跡がなかったもんですから、長年にわたって放置された

というこの監督者としての職務放棄、すなわち重過失であるという自覚はないのでしょうか。お伺いいたします。

○謝花喜一郎証人 この決裁権などについてはですね、事案によって事務決裁規程というのがございます。決裁権者も定められております。副知事等の業務については、ある程度こういったものが副知事決裁、知事決裁——副知事決裁といっても知事決裁の過程で我々を見るわけですがけれども。今、委員が御指摘のような事案については、起案として副知事のところまで回ってくるというような事案ではなかったというふうに思っております。

従いまして、最終的な結論としましては、そういった重過失云々という話ですね、そもそも私としては認識すらなかったということでございます。

○高橋真委員 では証人、あなたは前回の答弁で、実質的な実害はなかったという趣旨の発言をされております。しかしながらですね、法的根拠のない公金支出をやっぱり是認し続けているという実態がありまして、そのプロセスそのものが県民への最大の背信行為ではないかと考えております。

それでお伺いしたいのですが、この長期間にわたってのこの法令違反というのは、副知事として善管注意義務に対する重大な不履行であり、専門的知見を持った上での重過失であったということではないのでしょうか。お伺いいたします。

○謝花喜一郎証人 繰り返しになって恐縮ですが、課題として上げられたものについて、それをこうしっかり対応しなかったということであれば、重過失云々という議論はあると思いますけれども、そもそもそういった認識すら多分、恐らくその当時の職員などもですね、十分認識していなかったゆえに、報告や上の判断を仰ぐということがなかったんだらうと推察するわけですが、そういったことで、今の委員の御指摘はですね、私は違うなというふうに思っております。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から報告が上がらなかったとしても最終的にその当時の副知事の善管注意義務に関わるものであるという認識はないのかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

謝花喜一郎証人。

○謝花喜一郎証人 はい。そういう認識ではございません。

○西銘啓史郎委員長 次に、宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 謝花証人、よろしくお願いいたします。

先ほど来、参考人招致のときもそうでありますけれども、今、本日おっしゃっている報告が上がってこないと、本庁職員はみんな知らなかったということは、事実として認識しているということによろしいですね。

○謝花喜一郎証人 はい。多分そうだったんだろうと思っています。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員が謝花証人に資料を見せた上で質疑したい旨の申し出があり委員長が許可した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 今、証人に読んでいただいたのは、当時の平安山所長から当時の公室長への報告のメールでありますし、これまでに証人尋問を行った当時の班長や主事もこのメールが共有されております。

読み上げたいと思います。ワシントン事務所の存続については、銀行口座に適正な預金残高と活動実態の証明となるお金の出し入れの記録が、外部からの監査のときに必要だと弁護士事務所からの指導がありました。私はコア社への支払いを当事務所を仲介して支払う流れをお願いいたしました。ビザを担当する弁護士からは、ワシントン沖縄事務所の銀行口座に適正な金額を示す残高証明書がなければ、ビザ申請ができないというお話もあります。苦肉の策として、沖縄県からワシントンコア社に7月6日に振り込みをいただいた約1800万円の一部をビザ申請のために、ワシントンコア社の口座から沖縄県事務所に振り込みをいただけないか依頼をしている。こちらワシントンでの事務所設立並びに活動は法的な縛りが非常に厳しいと。ぜひ本庁においては、このような事情も

鑑みて、事務所存続の御支援、御協力をいただきますようお願いいたします。という報告が平安山さんから当時の知事公室長に上がっているんですね。

それを踏まえますと、謝花知事公室長に変わったときも、当時所長は平安山さんなんですね。毎年ビザ申請、このとき駐在職員が帰るときビザ申請もあります。こういった話を聞いていないとずっと言っているんですよ。

ただ、先ほど初めに聞きました。本庁職員は誰も知らないって、実際、証人尋問で言っています。ただメールは来ています。これで皆さん知らないんですか。

○謝花喜一郎証人 まず私は知らないですし、またほかの職員がこれを知らないのかどうかについては、私は存じ上げません。

○宮里洋史委員 ここに読み上げたところに書いてます。ビザ申請のときに残高証明が必要だから1800万円の一部を振り込んでくださいって書いてるんですよ。それを当時の公室長に報告してます。謝花証人はビザ申請、サインしたことありますか、職員の。

○謝花喜一郎証人 私は記憶ないです。

○宮里洋史委員 雇用証明はいかがですか。

○謝花喜一郎証人 あんまり記憶ないですね。

○宮里洋史委員 さきの証人尋問でも、職員がビザ申請するときのサインは知事公室長が行っているんですよ。その記憶はないという、もしくはやったか、いずれか。いかがですか。

○謝花喜一郎証人 記憶にあんまりないです。

○宮里洋史委員 謝花証人は、平安山さんから毎週あるこのような報告を受けておりましたか。

○謝花喜一郎証人 平安山さんからメールをいただいたということは、一度もないです。

○宮里洋史委員 先ほど高橋委員からも質問がありました。管理不行き届きではないかと。あなたは何を管理されていたんですか。

○謝花喜一郎証人 知事公室の基地対策業務については、いろいろ課題などについてそれぞれ職員から課題等が挙げられましたら、それに対応するわけですが、こういった個別のものについて、私のところに相談が上がったという事例はないです。

○宮里洋史委員 ビザ申請は知事公室長が歴代行っているのは事実であります。それでも記憶にないと答弁されるのですね。

○謝花喜一郎証人 はい。私は記憶にないですね、あまり。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から業務として行ったかどうかの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

謝花喜一郎証人。

○謝花喜一郎証人 業務としてやったかどうかについて、記憶がないということです。

○宮里洋史委員 このメールに書いてあるのは、7月6日に振込があったとあり、当時のスタートの事業のことなんですけども、ワシントン運営委託事業は7月8日にしか入金がないんですよ。7月6日にやったというのは、多分、別の委託事業の米国調査事業だと思うんですよ。このような別事業の流用が許されるのかというのを聞きたいのは、謝花さんが当時副知事のときにですよ、運営支援事業と活動支援事業2つに分かれているわけですよ。こういう知事公室長を経た上で担当副知事になって、こういう事業の、お金を流用してる疑いをかけられるような運営をワシントンでされていたんですか。

○謝花喜一郎証人 そういったことについても、私は報告を受けておりません。この時点で、私はまだ企画部ですので、こういった内容について特に引継ぎ

などありませんし、こういったものについて相談を受けたということもないということです。

○宮里洋史委員　しかしですね証人、ビザ申請のときは知事公室長がサインするってもう歴代やっているわけですよ。その証言もいただいているんですね。なので、謝花証人が当時知事公室長のときに知らないというのは厳しいと思うんですよ。だけど、証人も本庁職員も証人尋問で知らない知らないって言っているんですよ。これアメリカにいる職員とか、コア社に対する切捨てじゃありませんか。

○謝花喜一郎証人　切捨てということではなくして、記憶に残っていないということを証言しているところでございます。

○西銘啓史郎委員長　休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から先ほど来報告は受けていないと言っていたが、今は記憶に残っていないと答弁が変わっているとの指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長　再開いたします。

謝花喜一郎証人。

○謝花喜一郎証人　先ほどから、ビザについては記憶にないというふうに答弁しています。

○宮里洋史委員　違います。報告です。事業の報告を受けていませんと言っていました。

○謝花喜一郎証人　事業の報告、こういったものについて報告も受けていませんし、それから今委員がお尋ねになった、ビザについてサインしましたかということについては記憶にないというふうに答弁しています。

○西銘啓史郎委員長　次に、上原快佐委員。

○上原快佐委員　謝花さん、ありがとうございます。

昨年の3月ですかね、参考人に引き続き今回は証人尋問ということで、わざ

わざわざ御足労いただきありがとうございます。

昨年3月の参考人招致の以降ですね、県議会でもそうですし、ワシントン駐在に関する調査検証委員会においても報告書が出されました。

また、沖縄県としても出しております。監査委員による報告も出ていますけれども、それらの内容というのは、現時点において確認はされましたでしょうか。

○謝花喜一郎証人 議会事務局から送付いただいたんですが、私はぱらっと見てましたが、これはこの証人尋問に来ることが前提なものですから、いわゆる記憶に基づいて、それから体験に基づいて証言するということに、ちょっと阻害にならないかというふうに危惧しまして、詳細は、恐縮ですが読み込んでおりません。

○上原快佐委員 詳細に、つぶさには内容確認して、御自分の記憶と照らし合わせるような、そういった詳細な作業はされていないと思うんですけども、報告書も結構文字数もありますし、幾つかに分かれていますので。ただ、さっぱりと見た中で、御自分のですね、記憶とちょっと違うなという部分であったり、当時こうだったら防げたのではないかというような、そういった感想とかというのはありますか。

○謝花喜一郎証人 すみません、ほとんどもう意識しないような形でやったので、あんまり考えずに、ただぱっと目を通しただけですので……。

すみません、ですから今の御質問には、ちょっと明確にお答えできません。

○上原快佐委員 分かりました。ありがとうございます。

調査検証委員会の中では、幾つか問題点というのは指摘されているんですけども、とりわけコミュニケーション不足、要は報告が上がっていなかったりだとか、その情報の共有がうまくいっていなかった。これは多忙も一部の要因ではあるんですけども、そういった指摘がされていましたが、当時その公室長として、このワシントン事務所に関わる中で、そういった課題というのは、証人として認識されていました。

○謝花喜一郎証人 認識していなかったという結論です。

あの時のワシントン駐在の議論というのは、これも参考人招致のときにお話したと思いますが、大体がビザの取得についての議論で、それが大体議会での

争点であったというふうに記憶していますので、そのところには大分、いろいろ職員等とやり取りした記憶などはあるんですが、今おっしゃったようなこの問題についての検証のものなどについて、課題がその時にあったかということ、ないです。

○上原快佐委員 報告書の中では、法人手続ですよ、その公有財産登録等の不備等も指摘されているんですけども。当時公室長としては、法人というのはどういった形で、このワシントン事務所が運用されていたかというのは、どういう認識でしたでしょうか。

○謝花喜一郎証人 イメージとしては、ほかにも——例えばアジアなどに海外事務所や駐在がありますので、そういうような延長にあるものだというふうに認識していました。

○上原快佐委員 それでは特別、米国において、特殊な形で運用されているような、そういった事務所であるというような、そういう認識はなかったということでしょうか。

○謝花喜一郎証人 はい。そういうような認識はなかったですね。

○上原快佐委員 ということは、そういう認識がないということは、もちろんそういう確認をするという発想も当然なかったということによろしいんですね。

○謝花喜一郎証人 はい、そのとおりです。

○上原快佐委員 通常、公室長という立場で監督する中でですね、そういう詳細な部分まで詰めて確認をするというようなことは、公室長の立場的には必要なことですか。

○謝花喜一郎証人 それが大きな議題として上がってくれば、私は判断はいろいろやると思います。いろいろ調べたりとか、自身で調べたり、そういったものが上に上がってこなければ、そもそも判断のしようがないということです。

○上原快佐委員 いわゆる詳細な実務的な手順であつたりだとか、課題であつ

たりだとか、その実務の一つ一つについては、把握する立場にはなかったということによろしいのでしょうか。

○謝花喜一郎証人 事務決裁規程に基づいて来たものについてはやりますけれども、多分、そういったものが来なかったということは、事務決裁規程上、それは公室長の範疇になかったんだろーと思います。

○上原快佐委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、下地康教委員。

○下地康教委員 今日は、どうもありがとうございます。

まず証人はですね、前翁長知事がワシントンDC株式会社を設立した平成27年当時、どの部署におられましたか。

○謝花喜一郎証人 企画部長でございます。

○下地康教委員 ワシントンDC株式会社が設立されたことを、いつ、またどの部署で知ったのか、お聞きします。

○謝花喜一郎証人 企画部長のときですが、いつかというのはちょっと記憶にないです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から答弁内容について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

謝花喜一郎証人。

○謝花喜一郎証人 企画部長のときですが、それが何月かとかいうことについては記憶にないということでございます。

○下地康教委員 それではですね、証人は平成28年に知事公室長に任命された時点でですね、前任者である町田氏からワシントン駐在に関する引継ぎを受け

ておりますか。

○謝花喜一郎証人 引継ぎというのは、この前任から直接ということではなくして、担当課がそれぞれ引継書というのを作って、持ち込んで——いわゆる業務レクみたいな形で行います。その中に、基地対策課の資料というのは膨大なものがございすけれども、ワシントン駐在についても数ページのものがあつたというふうに思います。

○下地康教委員 引継ぎの中ですね、ワシントン駐在に関する事項はあつたのかどうか、はいか、いいえかで、どうぞ……。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、謝花証人から質疑内容について確認があつた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

謝花喜一郎証人。

○謝花喜一郎証人 引継書の詳細まで、ちょっと記憶にはないんですけれども、ワシントン駐在ができて所長が誰とか、そういった形のものはあつたと思います。その引継事項には、この懸案事項とかそういったものが書かれるんですが、ビザの取得というのが懸案事項というようなふうに書かれていたのかなと。これはもう正確ではないかもしれませんが、そういう形です。

○下地康教委員 そしてですね、ワシントンD C株式会社が、県の子会社であるという理解は、今していますか。

○謝花喜一郎証人 今時点でもですね、子会社という株式会社というものについても、ちょっと私としてはあんまりすっきりしない気持ちです。

○下地康教委員 ワシントン駐在の最大の問題点はですね、アメリカで設立されたワシントンD C株式会社が令和6年12月まで、日本国内において、沖縄県の子会社ではなかったことが、非常に大きな問題だというふうに考えます。それは理解していますか。

○謝花喜一郎証人 いろんな報道なり、それから委員会でのやり取りなどのものの中ですね、そういったものがあったということは承知しております。

○下地康教委員 ワシントンD C株式会社が、沖縄県の子会社でなければならないという理由を、今現在どう捉えていますか。

○謝花喜一郎証人 これは前回参考人招致のときの中で知り得た記憶ですので、その前提でお聞きいただければと思いますが、要は、F A R A登録というのがまず前提、必要性としてあって、ただそこでは、いわゆる公的なものでは、非営利では登録できない。従って、営利的なものであるということで、株式会社という流れになったというようなものを、前回は参考人としてですね、承知しているという話をさせていただいたところです。

○下地康教委員 その理解というのは、いつ頃からその理解を得たと感じておりますか。

○謝花喜一郎証人 いわゆる10月、一昨年10月ですか、新聞で報道されて、それからこういった百条委員会などの話が出て、いろいろ初代の所長なり、それから担当者なり、そういった方々が百条委員会で呼ばれた。その中で議事録を読まさせていただいた。そういった中で、知った事実でございます。

○下地康教委員 それではですね、ワシントン株式会社の役割や設立の根拠がはっきりしないままにですね、今までワシントン駐在業務の活動に対して、予算が執行されております。それは業務違反と考えますか。はいか、いいえで答えてください。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、謝花証人から下地委員へ質疑内容について確認があり、下地委員からワシントン株式会社の役割や根拠等を理解しないまま令和6年12月まで予算を執行を続けて来たことは業務違反ではないかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

謝花喜一郎証人。

○謝花喜一郎証人 業務違反の業務というのが、こういった趣旨がちょっとまだ把握できていないかもしれませんが、いわゆる株式会社としてあるならば、いわゆるいろんな、例えば職員の身分とかいろんなもので課題があったんだろうと。これも今回の問題が起こって、様々な証言者の議事録等を読んで知り得た事実ですけども、そういったことがあったがゆえに、課題を整理するために、県は後々追認という言葉を使っていたのかなと思います、そういった形で行ったと。結局、そういったことを後ほど整理したというふうに私は捉えているところです。

ですから、業務違反というか、本来取るべき手続が取られなかったことについて、県はそれを追認によって補正したというふうにやったのかなと私は考えているところでございます。

○下地康教委員 少なくともですね、令和6年12月までの予算執行に関しては業務違反であるかどうか、イエスかノーかで教えてください。

○謝花喜一郎証人 すみません。業務というのが、まだ私、分からないので、理解できないんですけども。法令に反した中で、支出したという趣旨であれば、そういった御指摘があったがゆえに、先ほども申し上げました。追認という手続を行って、補正をしたのかなというふうに、私なりに理解しているところです。

○下地康教委員 これまでですね、県はワシントン駐在に関して違法ともいえる予算執行を重大な不備というふうに表現しています。

県はこの重大な不備に関する職員の処分を、訓告という非常に軽い処分ですませていますけれども、県民はこの処分を納得していると考えていますか。

はいか、いいえで教えてください。

○謝花喜一郎証人 訓告という処分を行ったということで、私も一県民として受け止めました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、下地委員から謝花証人に答弁内容について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

謝花喜一郎証人。

○謝花喜一郎証人 はい。私も一県民として納得しました。

○下地康教委員 この問題は日本国内において、ワシントンＤＣ株式会社設立に関する法的手続を取らなかったことが、９億円余りの違法な予算執行につながっています。また、９年間も組織ぐるみで問題を放置していたことも、これは大きな問題です。そのことは、重大な組織的違法行為であって、組織ぐるみの隠蔽工作であると私は考えるんですけれども、これは県民に対する背信行為であり、当事者は当然その責任を負わざるを得ないというふうに考えていますけれども、それをどのように捉えておりますか。

○謝花喜一郎証人 委員のお考えの１つだと思います。

そういったことに対して県は、先ほど来、申し上げている追認というようなことを行ってですね、それからその後の恐らく報告書などで、今後の対応策などについても、考えられているのかなというふうに考えております。

○下地康教委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 次に、比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 よろしくお願ひいたします。

この問題は、やはりこの法人設立の当初の時期に十分な意思決定や決裁手続がされなかった、このことが出発点でこじれていったと思っています。

一方でですね、その調査検証委員会の報告書では、ただその後もこの瑕疵を治癒する、そうしたチャンスがあったんじゃないかということが指摘されております。

その中の１つにですね、平成29年が挙げられていて、当時証人は知事公室長という立場ですが、その時、駐在がちょうど２代目になるタイミングで引継ぎを受けた。その２代目の所長は、どうやらこの株式らしきものがあるけれども、これ確認してくれないかということで、本庁に伝えたとは言っているんですね。ただ、それが本庁のほうで、どのようになったかというのがよく分からないままと言っていて、やはりそこで何らか、先ほどから証人が言っているように、これどう思いますかというように上がっていけば、どなたかが気づけた

のかなと思うんですが、この点については、証人はどのようにお考えですか。

○謝花喜一郎証人 やはりそこがいわゆる是正の1つのポイントだっただろうと私も思います。

2代目の所長が、本庁に伝えたということについて、私も議事録で承知しております。それについて、十分に対応できなかったということに端を発しているということです、やはりその時点でしっかり対応できなかったのがやはり大きな課題だなというふうに考えています。

○比嘉瑞己委員 証人が職員だった時代に、この業務の引継書というものは、何らかのマニュアルとか形式があったのか。それはちゃんと課長、統括監、知事公室長というふうに流れるシステムはあったんですか。

○謝花喜一郎証人 事務引継書のお話だと思いますが、事務引継書には、概要があってという形で、ある意味その各項目が決まっています。この事業はこんなものですと、こういったものですと。趣旨、目的はこうです、課題がどんなものがありますというような項目があったり、懸案事項はこういったものがありますというような、それは書式として決まっています。

先ほども答弁したと思いますが、その中ではワシントン駐在についての懸案事項というのは、恐らくビザの取得というようなものを懸案事項として、私は引継ぎを受けたというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 終わります。
以上です。

○西銘啓史郎委員長 次に、仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 謝花証人、よろしくお願いします。

まず、平成28年、2016年なんですけれども、7月8日の議事録を見ると、今回同じようなワシントンの問題が挙げられております。

その中でですね、直接、当時謝花知事公室長に、このL1ビザの取得はこれ不法就労ではないかと、そういう質問が出ております。その回答は行っておりますか。

○謝花喜一郎証人 L1ビザなどの議論を行ったというのは、認識しております

す。記憶しております。

○仲里全孝委員 それ精査されていますか。精査されて回答されたんですか。

○謝花喜一郎証人 職員がいわゆる答弁の調整に来ますので、その答弁調整で議論はしたというふうに記憶しています。

○仲里全孝委員 謝花証人、L 1 ビザそのものの取得条件は、法人組織に勤めて会社員じゃないと取れないというのは認識されていますか。

○謝花喜一郎証人 多分そういうような認識まではいかなかったかと思います。

○仲里全孝委員 地方公務員がですね、L 1 ビザを取得するに当たって、いわゆる会社に従事許可、それがないと取得ができないんですよ。皆さんF A R A申請したと思うんですけども、F A R A申請の項目の中で雇用証明とあるんですけども、その雇用証明の中にですね、沖縄県の職員ではないですよと、皆さんわざわざ申請出しているんですよ。それからこの問題が発覚したんですけどね、これは把握されていましたか。

○謝花喜一郎証人 L 1 ビザの答弁の中で、そういった議論を行ったという記憶はございません。

○仲里全孝委員 その頃ですね、皆さんこの答弁とか、いまだにこういったことを正式に回答しないから、こんな大きな問題が出ているんですよ。L 1 ビザをどう上げてみたら、皆さんは法人組織の株式会社を設置しているんですよ。それ意思決定もないで設置しているものだから、こういった大きな問題になっているんですよ。それを把握されていますか。

○謝花喜一郎証人 繰り返しになりますが、今の法人だとかですね、そういったものについての認識というのは、あの当時、答弁調整の中で議論したという記憶はございません。

○仲里全孝委員 謝花証人、法人組織をなぜ設置したかというのと、皆さんはL 1 ビザを取得して、F A R A登録をして、公務員がアメリカでロビー活動をす

る目的で、そもそもが法人組織を設置したんですよ。これまでのいきさつが、皆さんは記憶にないとかいろんなことを言っているんですけども、この法人組織を定款で設立したのは、2人の公務員なんですよ。当時の所長の平安山さん、そして副所長は現職の山里さんがサインをして、捺印をして、設立しているんですよ。それは把握されていますか。

○謝花喜一郎証人 このお話も、私は、多分初めて聞く話ではないかと思います。

○仲里全孝委員 当時、謝花知事公室長が、平成29年から平成30年に副知事に上がる、平成31年から令和3年までの副知事の間ですね、その間で、設立の会社のそのものというのは、全く把握されていなかったんですか。

○謝花喜一郎証人 今の会社という言葉自体が、私の頭の中にはございませんでした。

○仲里全孝委員 報告もなかったということですか。

○謝花喜一郎証人 はい。そういう報告もあったという記憶もありません。

○仲里全孝委員 その2人の職員に、会社設立を指示したのは誰ですか。

○謝花喜一郎証人 すみません、設立に当たって、当時おりませんでしたので、存じ上げません。

○仲里全孝委員 これ本人たちはですね。指示されてサインをしたというふうに、百条委員会で述べているんですよ。いわゆる、これ氷山の一角で上から指示がないと、こういった公務員が会社設立、勝手に設立するわけじゃないですよ。その辺はどう思いますか。

○謝花喜一郎証人 まず前提として、私はその設立のときに関わっていませんので、これをどう思われるかと聞かれてもですね、本当にそういった上から指示があったかどうかについても、私は存じ上げませんので、ちょっと答えはしようがございませんが、事実関係をしっかり確認、今、私自身ができませんので、この答弁については、ちょっと差し控えさせていただければと思います。

○仲里全孝委員 意思決定もない、指示もない公務員が、それも外国にですね、法人組織の立ち上げができますか。今の公務員の組織で……。

○謝花喜一郎証人 一般論としてですけれども、こういった恐らくワシントンに初めて、全国でも初めて、そういった駐在を設置するに当たって、こういった手続が必要だということについてはですね、一般論として、私の感覚として申し上げますと、こういったものがあるのでやってよいかということ、本庁のほうに上げて、これはまた当時の県政のいわゆる知事の公約でもあったと思いますので、そういった上のほうまで上がって行われるべきものだろうというふうには思います。

○仲里全孝委員 謝花証人、その場合の決裁権は、誰にありますか。

○謝花喜一郎証人 すみません、この部分についてはどこまでかというのは、ちょっと今把握できません。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員から答弁内容について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

謝花喜一郎証人。

○謝花喜一郎証人 決裁権がどこにあるかというものについてですね、私も今、こういった百条委員会の場で、明確な確証がないので、ちょっと結論からしますと、ちょっと存じ上げないということでございます。

○仲里全孝委員 外国で働くため就労ビザの決裁権は、誰にありますか。

○謝花喜一郎証人 すみません、これについても、ちょっと今確認できておりません。

○仲里全孝委員 当時、ビザ申請者がこれ委託業務に含んでいると思うんですが、これも公金ですよ。これ決裁権は、誰にありますか。

○謝花喜一郎証人 私のいわゆる記憶と、それから体験したものに基づいての答弁にしかありませんが、その点についても存じ上げません。

○仲里全孝委員 公務員が現地でF A R A登録を取得しているのは、把握されていたか。

○謝花喜一郎証人 これも、この百条委員会の中で知り得た事実でございますので、いわゆるF A R A登録については、多分、私が在任中もF A R A登録という言葉、何度かやり取りはしたと思います。

ただそれが、株式会社ということについての認識は、その当時はなかったということでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲里委員からF A R A登録に関する決裁について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

謝花喜一郎証人。

○謝花喜一郎証人 すみません、その決裁についても、ちょっと今手元にも資料もございませんので、答弁を差し控えさせていただきます。

○仲里全孝委員 F A R A申請にですね、雇用証明書に、知事公室長が、わざわざ沖縄県の職員ではありませんよと、移民局に申請をして、F A R Aが登録されているんですよ。その件についてどう思いますか。

○謝花喜一郎証人 何名かの方から、その署名の話もありまして、私はその署名については記憶はありませんし。ですから、どう思いますかと言われても、ちょっとこの部分については、自ら、自分たちのものではないと署名したということ自体が、私もちょっと今お聞きして考えられないと思うんですが、そういう今、お答えしかできません。

○仲里全孝委員 F A R Aの目的を教えてください。

○謝花喜一郎証人 いわゆる米国において、米国外の団体が政治的な活動を行うための登録だというふうに認識しております。

○仲里全孝委員 謝花証人、それを沖縄県の公務員が現地に行って、F A R A を登録して、ロビー活動するのは、これ正当だと思いますか。

○謝花喜一郎証人 F A R A 登録がそういった活動ができるためにするための、いわゆる手続かなというふうに考えておりますが……。

○西銘啓史郎委員長 続きまして、大田守委員。

○大田守委員 謝花さん、この間のこちらの答弁の中にですね、副知事的时候にもこのワシントンコア社の在り方についていろいろ議論がなされて、お金の流れについてもっとしっかりと客観的に明確にチェックするようにという指示をした記憶があるということをおっしゃっているみたいですが……。

こういった議論はどのような議論だったのか、ワシントンコア社の在り方についていろいろ議論がなされて、お金の流れについてもっとしっかりと客観的に明確にチェックするようにという指示をした記憶がありますか。

○謝花喜一郎証人 これ私が、参考人招致のときですか。

これは恐らくこういった話をしたというのは後半、知事公室になって2年目ぐらいのときかなと思いますけれども、いろいろ決算とかのときに、これが、ちょっと曖昧だと、やはり知事公約でつくったもののがですね、後からいろいろ課題が出てくるっていうのは困るので、しっかりとこれはやりなさいという指示をしたと思います。

その上で、職員もワシントンのほうに行ってですね、帳簿等の整理などもするようにというふうに行かせたというような記憶がございます。

○大田守委員 謝花証人がですね、副知事的时候に、玉元班長がいらっしゃいます。玉元班長は、2代目の所長が沖縄へ帰ってくるときに、ちょっとコア社がおかしいんじゃないかと。株式の会社になっているんじゃないかと。それで、聞き取りメモを少し作ったというお話をされていました。だからそれも絡めてのこの発言かなと私、思っているんですけども、そういったメモを見たことがありますか。

○謝花喜一郎証人 いや、そういった株式会社云々の前提の議論ではなくしてですね。やはり、議会でもワシントン駐在についてはいろいろ課題、議題に載っていたので、それのお金の流れはやはりちゃんとやりなさいというのは、あのときは、いわゆる決算について後でいろいろ課題が出てこないように、これ地元であれば気軽にできるわけですがけれども、これがいわゆる海外、外国での話ですので、これもうしっかり見ないといけないよねというような趣旨でですね、話をしたということだと……。

○大田守委員 今質問の中にですね、玉元班長はメモを作ったということをおっしゃっているんです。このメモを見たことがありますかと。

○謝花喜一郎証人 私はそういった記憶ないです。

○大田守委員 お金の流れがですね、分からなくなったのは多分、委託料という形で出ているから分からなかったというニュアンスも今までの証言者の中に、それぞれ出てくるんですけれども。県として、委託料として出した場合は、この委託料のチェックはもう全くなさらないということなんでしょうか。

○謝花喜一郎証人 委託料であるがゆえにですね、委託料の中身はチェックしないといけないよ、というような意味での先ほどのことだったと思います。

○大田守委員 そうであれば、副知事として担当者にそういったお話をされたということは、報告はどのような形でなされてきたのか。

○謝花喜一郎証人 しっかりやってきましたという報告ぐらいだったと思います。

○大田守委員 分かりました。

まずその前にですね、謝花証人が知事公室長のために、基地担当の安慶田光男さんも副知事でいらっしゃったと思うんですよね。今回のこのワシントン事務所は、翁長知事が政策でもって、しっかりとやって、沖縄県の基地問題をワシントンに伝える。ワシントンから沖縄県の米軍に関してのいろいろな情報を得るという、そういった強い気持ちでつくっているはずなんですよね。ただ、今までのこの証言の中で、ほぼほぼこのやり方に関してですね、全く責任感が

ないような、誰がどのように報告したのか。挙げ句の果てにはコミュニケーション不足していたということをおっしゃっているんですよね。これは県としてあり得ないんじゃないかなと思うんですけども。本当にコミュニケーション不足であれば、そうであれば当時の副知事、もしくは知事公室長として、私は資料を出したと思うんですけども。コミュニケーションもっとよくしなさいという、そういったことはお話をされたことがあります。

○謝花喜一郎証人 コミュニケーション不足というよりもですね、私は内容の把握、事実関係の確認が十分じゃなかったのではないかというふうに思います。これは参考人招致のときにもお話ししましたが、まず、恐らく2代目の所長は、株式会社というのは、自分はどうかと思うんですけども株式という話を聞いたというような話はあったと思いますけれども。株式ということであれば、公有財産という形ですぐ結びつくわけですが、株式っていったら株式会社と。そういう議論を、言葉を受けたときに、担当者も含めて、しっかりこれを、これ自治法に基づいてどういった問題が起こるかというふうに、課内で議論を行うということがですね、極めて重要だったと思いますけれども……。それが、十分、本人も含めてですけども。ふわっとした感覚のまま、それを放置してしまったということがですね、今回の、先ほど比嘉瑞己委員がおっしゃってたターニングポイントだったのかなと思います。

○西銘啓史郎委員長 続いて、大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 よろしくをお願いします。

このワシントン事務所の行政の在り方について今まで聞いてきましたけれど、多くの事柄がいまだに不明なまま今に至ってるんですよ。担当者のみならず、管理職、管理・監督する上役においてもですね、記憶がない。今日もそうですけれど。覚えていないとの答弁が多くてですね。もう疑念がね、積み上がってきている、今日も積み上がってきてるんですよ。明らかなのは、米軍の基地問題に関する政治活動を主目的とするために、法人を設立して、県が公務員に政治的ロビー活動をさせていたということは認識していますよね。

○謝花喜一郎証人 県が公務員に政治的活動をさせているという認識はありません。

○大浜一郎委員 結局彼らがL1ビザを云々やったっていうのか、もう御存じ

じゃないですか。結局そのためにつくった、法人をつくるのはそのためにやったわけで。県が公務員に政治的ロビー活動をさせていたんですよ。要は指示していたんですよ。この違法性を認めますよねっていうことです。

○謝花喜一郎証人 政治的活動ということとですね、政治活動というのはやはり違うと思うんですよ。公務員は政治活動は地方公務員法で禁止されておりますので。ですから、私としては先ほどそういう認識ありませんと申し上げましたのは、いわゆる地方公務員法で禁止されている政治活動を彼らが行ったという認識はありませんという趣旨の発言でございます。

○大浜一郎委員 ロビー活動させるということは政治的活動になりませんか。

○謝花喜一郎証人 このロビー活動云々というのも、私が公室長時代からいろいろ議論になっていましたが、県はロビー活動とは、広い意味でのロビー活動という表現などでやってたと思います。大浜委員ともいろいろ議論させていただいたと思いますが……。

ですから、いわゆる法に反するような、抵触するようなロビー活動というものを、その駐在員が行ったという認識はございません。

○大浜一郎委員 結局ですね、兼業許可も取らずにずーっとロビー活動に従事させられていたんですよ、県の仕事として。それについては違法性を認めますか。

○謝花喜一郎証人 兼業——いわゆる株式会社の職員という形になっていたというのも、これも後ほど、この百条委員会の中で知りえた事実に基づく答弁としての前提としてお聞きいただければと思いますが。結果として株式会社という形態を取ったがために、兼業という手続が行われなかったということについてはですね、やはり課題があるということで、県は追認という手続で補正を行ったというふうに私は理解しております。

○大浜一郎委員 追認自体も問題あると思うんですが。実は現場からね、資金管理も含めて、この法人の在り方についても是正を求める声がね、実はあったんですよ。結局それがね無視し続けられていてですね、この行政行為を管理すべき立場の証人が、これまでの答弁を見ても、行政責任がちょっと感じられないんですけど、これは私は重大な不作為ではないかと思っているんですよ。

それは認めますか。

○謝花喜一郎証人 いわゆる副知事としての責任はあるかと問われればそれはあると答えますが、いわゆる先ほど来重過失とかそういったような話が出ておりますが、課題として挙げたことについて、それを私がこれは伏せておきなさいとかそういった事実はありませんし、また、そもそもその報告自体がなかったということです。

○大浜一郎委員 県の組織上でこれ位置づけられていないわけですよ。D C オフィス社というのは。そういうそれも法人格を持っていたものに対してね、資金が流れているっていうのは、これ当然知ってたと思う。しかし、その認識が、あったのかないのか、これちょっと理解ができないんですけど、今までの答弁を聞いてみると。

○謝花喜一郎証人 いわゆる正式なF A R A登録というようなものを受けた法人に一致してやったという認識でしたので……。これが、いわゆる営利法人である株式会社云々というようなものは認識はなかったということでございます。

(休憩中に、大浜委員から副知事として資金の流れがあるということは当然認識していたのではないかとの確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
謝花喜一郎証人。

○謝花喜一郎証人 駐在の運営等については委託料という形で行っていたということで、この委託料についてはしっかりと積算等も含めて精査しなさいという議論は行っております。そもそもその前提として、違法云々というようなものがないということが前提ですので、私にはそもそもそういった違法なことをやったという認識はございません。

○大浜一郎委員 このワシントン事務所の運営においてですね、この本庁の職員の担当者がね、仕事の範囲を拡大して、仕事なんかできないんじゃないですか。それどう思いますか。知らない知らないが多過ぎるので。

○謝花喜一郎証人 仕事の範囲を拡大してというのがちょっとよく分からないんですけど、担当者はそれぞれいたと思います。ただいわゆる、先ほども少し答弁いたしましたけれども、株式という言葉にこれ対応できなかったということが一番のターニングポイントだなということを、私先ほど申し上げましたけれども、そういったことをしっかりと深掘りして、議論がなされなかったというのが今回のこの問題の大きなポイントだと思います。

○大浜一郎委員 質問申し上げたのはですね、要するに管理側に部下からの報告がなかったということがあるんですけど、事業が9年間も回ってきた。担当者が勝手に事業を回していて、上司に報告もないまま来たのかということなんです。実は、我々の資料、やはり精査していく中でね、それはもう有り得ないと思っているわけですよ。実際に現場からの声も上がってきたという事実もある。なぜそれを放置していたのかということです。

○謝花喜一郎証人 担当者がしっかりとこの課題というものの認識して、それをこの班長、課長という、そして公室長という形でですね、上げていくっていう作業がですね、十分なされなかったということが今回の大きな要因だなと思いますので、そういったことはですね、今後ないような体制をですね、つくることが大事だろうと思います。

○大浜一郎委員 なぜこういう報告がないまま、これが9年間も続いてきたのか非常に不思議なんですけれど、この原因はどこにありますか。

○謝花喜一郎証人 課題を課題として認識しないで、前例、去年もやったのでという形で業務が行われて、それが続いてきた結果かなと思っております。

○大浜一郎委員 最後の感想をお聞きしたいんですけどね。今日もそうなんですけど、記憶がないとか、覚えていないというのがやはり多いんですよ。だから解決にちょっと遠のいてきているんだけれども。この語らない、語らないことの必要の理由は何か、何かあるんですか。語らないべき必要というのが。なんかそう思っている。語らない、しゃべらない。語らないことの必要性が何かあるのかなと。

○謝花喜一郎証人 語らないことの必要性というのはないと思います。

必要であれば語ればいいです。ですから、語らなかったというのは、自分

が問題だと認識していなかったことによるものだろうと思っています。

○大浜一郎委員　そうですか、はい、了解。

○西銘啓史郎委員長　次に、玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員　取下げます。

○西銘啓史郎委員長　次に、新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　よろしくお願いいたします。

2015年当時ですね、平成27年ですね。謝花さんが企画部長だったということで、6月2日に沖縄タイムスの報道で法人設立の証明書が掲載されています。写真に写ってるんですけども、知事がですね。その時の企画部長として、そういった法人が設立されたんだなという、そういう意識はあったのかどうかです。

○謝花喜一郎証人　これも、この百条委員会の証言の中で承知していることですね、そういった写真があることとかそういうのを、私は企画部長の時代には全然存じ上げませんでした。

○新垣光栄委員　そういった認識ない中で、また、知事公室長になられてですね、是正する機会があったにもかかわらず、報告がなくて認識がなかったということで、よろしいでしょうか。

○謝花喜一郎証人　結果として、そういうことでございます。

○新垣光栄委員　そしてまた令和2年の11月にですね、謝花さんが副知事になられてですね、その時も是正する機会があったと思います。駐在のほうからですね、株が発行されているような記録が、記憶があるということですね、調査も依頼されたと思うんですけども、そういうのも、当時の副知事のときには伝わってこなかったという認識ですか。

○謝花喜一郎証人　はい。私のほうまでそれは上がっていません。もし上がっていたら、間違いなく指示をしていたと思います。

○新垣光栄委員 それを踏まえると、もう駐在と本庁の意思疎通、認識の甘さですね、今こういう事態になっていると思いますけれども。最後にですね、そういった報告体制についてですね、今どのような認識であるか、最後に聞かせてください。

○謝花喜一郎証人 相手がどういう形でこの問題を受け止めているかということですね。いわゆる、報告する側もされる側もしっかり確認した上で行う。例えば、ペーパーに残すとか、そういったことがあればですね、これをそういったものがあれば、そもそもペーパーなどがあればですね、それを後任の方々も見て気づく場合もあると思うんですけれども、そういったものもなされなかった。結局口頭でのやり取りの中で、十分言葉も把握できないままですね、それがそのまま放置というか、そういうふうになされてしまう。そういったことがないような形の体制づくり、それから今後の、これはこの問題、ワシントンだけにとどまらずですね、県行政を行うものとして、やっていくべきことだろうなと思います。

○新垣光栄委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 以上で、謝花証人に対する尋問は終了しました。

この際、謝花証人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中、御出席いただき心から感謝いたします。

謝花証人、ありがとうございます。

休憩いたします。

(休憩中に、謝花証人退席)

(休憩中に、事務局から今後の日程及び外務省との調整状況等について報告があった。また、知事の証人尋問は最後に行うこととし、2月13日の前に在外外国人2名のオンライン形式での参考人質疑を行えるように努めていくという方向性が確認された。さらに、宮里委員から資料の提出を求める要望が示された。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

休憩中に、宮里委員から平成27年度米国政策調査事業の支出負担行為書と支出調書について資料要求の要望がありました。

ワシントン駐在問題について調査を行うため、百条委員会の調査権に基づき、知事に対して求めることとし、手続等の詳細は委員長一任とすることについて、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、今後の日程等については、休憩中に御協議いただきましたとおり進めることとし、詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎